

# 南相馬市一般廃棄物処理基本計画【計画改定】 (素案)

『みんなでつくる循環型のまち 南相馬』

～廃棄から再利用・再資源化のまちづくり～

令和3年6月





# 南相馬市一般廃棄物処理基本計画

## 目 次

1. ごみ処理基本計画の概要	1
1.1 計画改定の趣旨	1
1.2 計画の範囲	2
1.2.1 対象地域	2
1.2.2 対象とする廃棄物	2
1.3 本計画における基本姿勢	2
1.4 一般廃棄物処理基本計画とは	2
1.5 SDGs の取組	3
1.6 一般廃棄物処理基本計画と諸計画との関連性	4
2. 本市の概況	5
2.1 自然特性	5
2.2 社会特性	6
2.2.1 人口	6
2.2.2 産業動向	11
2.3 環境特性	14
2.4 関連計画	15
2.4.1 南相馬市復興総合計画 後期基本計画	15
2.4.2 第2次南相馬市環境基本計画	16
3. ごみ処理基本計画	17
3.1 ごみ処理状況の把握	17
3.1.1 ごみ処理事業の沿革	17
3.1.2 ごみ処理の流れ	19
3.1.3 ごみの収集区分	20
3.1.4 ごみ排出量	21
3.1.5 ごみの排出抑制・資源化施策	24
3.1.6 ごみの性状	26
3.1.7 ごみ処理状況	27
3.1.8 ごみ処理事業費	36
3.1.9 不法投棄のごみの現況	37
3.1.10 課題の整理	38
3.2 ごみ処理に係る国、福島県、県内市町村等の動向	40

3.2.1 国の動向	40
3.2.2 福島県の動向	42
3.2.3 目標値の達成状況	43
<b>3.3 震災廃棄物処理の動向</b>	<b>46</b>
3.3.1 福島県復興計画（第3次）での位置づけ	46
3.3.2 災害廃棄物処理	47
<b>3.4 災害時の一般廃棄物処理</b>	<b>49</b>
3.4.1 南相馬市地域防災計画におけるごみ処理	49
<b>3.5 ごみ処理基本計画</b>	<b>50</b>
3.5.1 基本理念	50
3.5.2 基本方針	51
3.5.3 目標年度	51
3.5.4 数値目標	52
3.5.5 計画達成に向けた市民・事業者・市の役割	56
3.5.6 重点施策の検討	56
3.5.7 ごみ排出量の将来推計	63
3.5.8 分別収集に係るごみの種類及び分別の区分	67
3.5.9 ごみ処理主体の設定	67
<b>4. 生活排水処理基本計画</b>	<b>68</b>
4.1.1 生活排水処理体系	68
4.1.2 生活排水処理人口及び処理率	69
4.1.3 生活排水処理主体	70
4.1.4 公共下水道の整備計画	70
4.1.5 凈化槽の設置基數	71
4.1.6 し尿等収集運搬の現況	71
4.1.7 し尿等処理の現況	72
4.1.8 生活排水処理対策の現況	73
<b>4.2 生活排水処理基本計画</b>	<b>74</b>
4.2.1 生活排水処理の基本理念	74
4.2.2 生活排水処理の基本方針	74
4.2.3 生活排水処理の数値目標	74
4.2.4 生活排水処理人口の将来予測	75
4.2.5 凈化槽汚泥及びし尿処理量の将来予測	76
4.2.6 全体事業費の将来見込み	77
4.2.7 生活排水処理施設整備計画	77
<b>5. 計画の進行管理</b>	<b>78</b>

# 1. ごみ処理基本計画の概要

## 1.1 計画改定の趣旨

私たちは、自然環境の豊かな恵みを受けることで、健康で快適な生活を送ることが出来ています。これまでの大量生産・大量消費型社会経済活動により、人々は物質的な豊かさを手に入れることができましたが、一方では大量の廃棄物が発生することになり環境への負荷が増大していきます。さらに、天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球規模での環境問題が生じています。健全な地球環境を次世代に引き継ぐためには、今後、一人ひとりが意識を高め、3 R<sup>1</sup>の推進により天然資源の消費を抑制するとともに、環境負荷の低減を目指した循環型社会を形成するための取組が求められます。

こうした環境負荷低減に向けた取り組みとして、我が国においては環境基本法（平成5年法律第91号）を最上位の法律に循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）が制定され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下、「廃棄物処理法」という。）の改正や「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）といった個別物品の特性に応じた規制が整備されてきました。最近では、平成22年12月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年環境省告示第34号）の改正、平成25年4月には、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号）が定められ、廃棄物の減量化・資源化に向けた動きが強化されています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下、「震災」という。）により、南相馬市（以下、「本市」という。）を含め、東日本沿岸部全域において多大な被害を受けました。また、福島第一原子力発電所事故の発生により、多くの市民が避難生活を余儀なくされ、農作物や雇用状況等その影響は多分野にわたりました。

廃棄物処理に関しては、被災した地域での災害廃棄物処理の検討が喫緊の課題となり、本市の廃棄物処理を取り巻く環境が大きく変化しました。また、震災以降、燃えるごみとして排出される草木類の増加、便利・簡単消費志向が定着する生活スタイルの変化、少子・核家族化による人口減少が起こっている反面で世帯数が増加していることなどにより、本市のごみ排出量は減少していません。人口1人1日あたりのごみ排出量も、国や県の平均を大きく上回っている状況です。

平成28年3月に令和7年度を計画目標として策定した「南相馬市一般廃棄物処理基本計画」は、令和2年度に中間期を迎えました。前期5年間の実績を検証し、後期5年間の取組を見直して、本市の廃棄物の適正処理と排出量削減に向けた取組を強化するために本計画を改定しました。

本計画の推進により、プラスチックごみによる海洋汚染問題など地球規模の環境問題の解決に繋げることで、国際的な目標であるSDGs（接続可能な開発目標）の理念に沿うように取り組んでまいります。

<sup>1</sup> 3 Rとは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのRの総称で、リデュースとはごみの発生抑制、リユースはものの再使用、リサイクルはごみを資源として再利用することを意味します。

## 1.2 計画の範囲

### 1.2.1 対象地域

本計画の対象とする地域は、本市の全域とします。

### 1.2.2 対象とする廃棄物

本市が自ら処理するもののほか、「廃棄物処理法」第6条の2 第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させるごみ及び本市以外の者が処理するごみがある場合は、それらも含め本市で発生する全てのごみを対象とします。

## 1.3 本計画における基本姿勢

本計画における廃棄物の処理については、「循環型社会形成推進基本法」に定められた処理の優先順位に基づき、以下の手順に従って進めることを基本とします。

- ①ごみの発生抑制
- ②再使用（不適正処理の防止及び環境への負荷低減に配慮した廃棄物の再使用）
- ③再生利用（不適正処理の防止及び環境への負荷低減に配慮した廃棄物の再生利用）
- ④適正処分（排出抑制及び循環的利用を徹底した後に残る廃棄物の適正処分）

## 1.4 一般廃棄物処理基本計画とは

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」（以下、「廃棄物処理法」という。）において一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、市民が生活により排出するごみなどの「一般廃棄物」は、原則として市町村に処理責任があります。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村の域内の廃棄物処理に係る基本計画であり、廃棄物処理法第6条に定められている法定計画です。本計画は、本市の上位計画および国や福島県（以下、「県」という。）の政策との整合を図り、ごみ処理に関する基本的事項を定めます。

## 1.5 SDGs の取組

SDGs とは Sustainable Development Goals (接続可能な開発目標) の略称で、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール (なりたい姿)・169 のターゲット (具体的な達成基準) で構成されています。SDGs は、パリ協定と併せて地球規模の問題として、世界各国で政府、自治体や企業、一般市民に至るまで取組が進んでいます。



出典：外務省 HP 持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組

### 本計画の取組と関連性の高い目標

- ◆プラスチックごみの分別回収
- ◆生活排水処理率（水洗化）向上



#### 目標 6【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性和持続可能な管理を確保する



#### 目標 14【海洋資源】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



#### 目標 12【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費生産形態を確保する



#### 目標 13【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

## 1.6 一般廃棄物処理基本計画と諸計画との関連性

本計画と、国や県の関連計画等との関係を図 1-1 に示します。

本計画は、上位計画である「南相馬市復興総合計画」との整合を図り、「南相馬市環境基本計画」と連携しながら、「福島県廃棄物処理計画」や「福島県ごみ処理広域化計画」における、一般廃棄物処理に関する目標や方向性に適合したものとします。

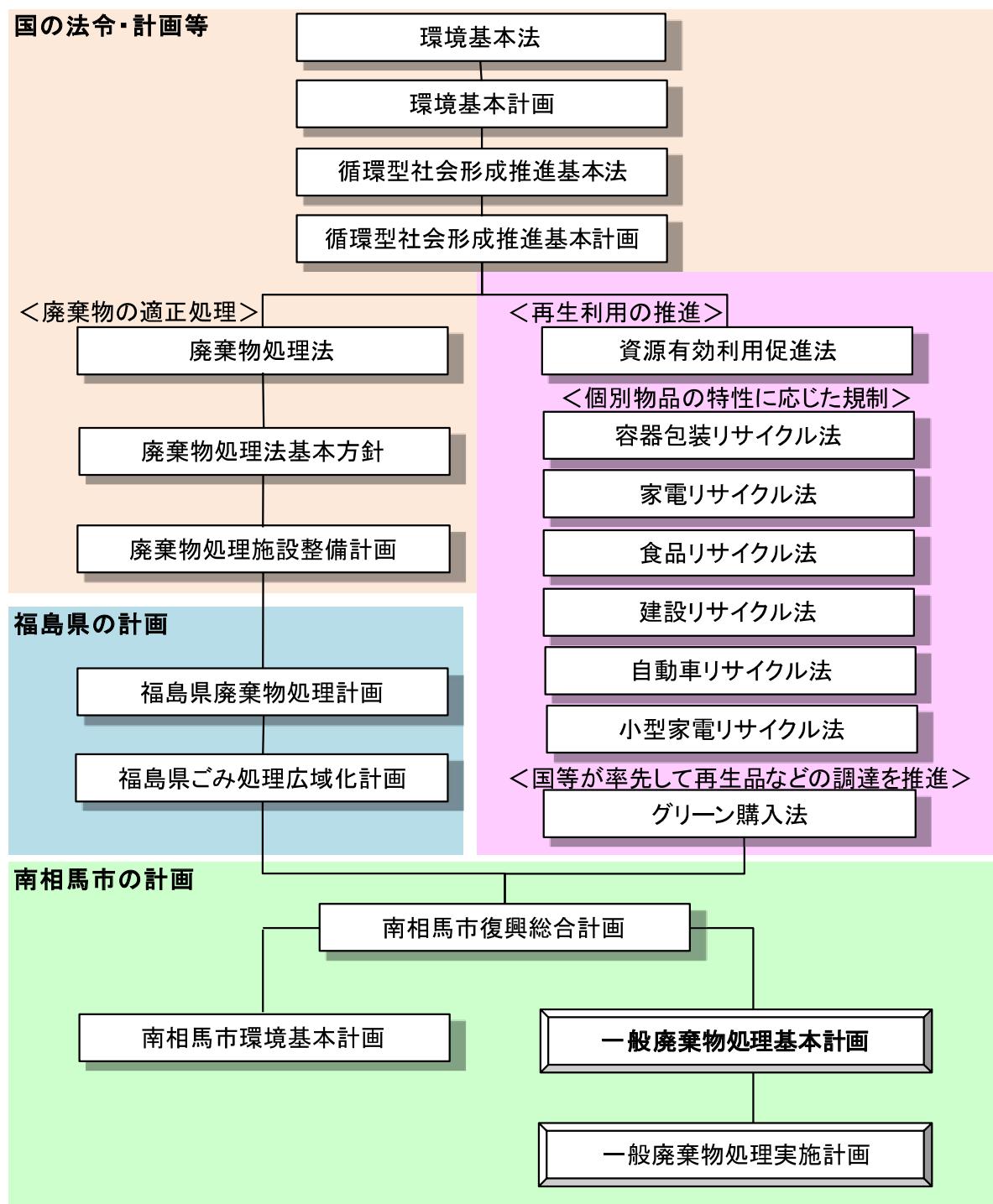


図 1-1 南相馬市一般廃棄物処理基本計画と法律・関連計画等との関係

## 2. 本市の概況

### 2.1 自然特性

本市は、福島県浜通り地方の北部に位置し、太平洋に面しています。東京との距離は 292km と比較的近く、いわき市と宮城県仙台市のほぼ中間にあります。本市の面積は 398.5 km<sup>2</sup> で、福島県 (13,782.48km<sup>2</sup>) の 2.9%を占めています。

地形は、市の西側には阿武隈高地がそびえ、東側に丘陵地、台地、低地が見られます。山地で最も高い山は標高 656.1m の大足山で、その他、563.7m の国見山などがあります。また、西側の山地より東側の海に向かって 33 の河川（二級河川と準用河川）が流れています。最も長い河川は約 62.9 km の新田川、次いで約 40.6 km の真野川、約 22.5 km の太田川、約 21.5 km の小高川の順となっています。山地には高の倉ダムと横川ダムがあり、丘陵地等には 290 か所余りのため池があります。ため池が多いことは、本市の大きな特徴の一つとなっていますが、これは二宮尊徳の訓えによるもので、農業用水を確保するために江戸時代後期から明治時代にかけて多くのため池が作られました。

気候は、東に太平洋が位置し、夏は比較的涼しく、冬は温暖な海洋性気候となっています。なお、西側の山地部は海岸部に比べて気温が低く、降水量、日照時間が少ない傾向にあります。

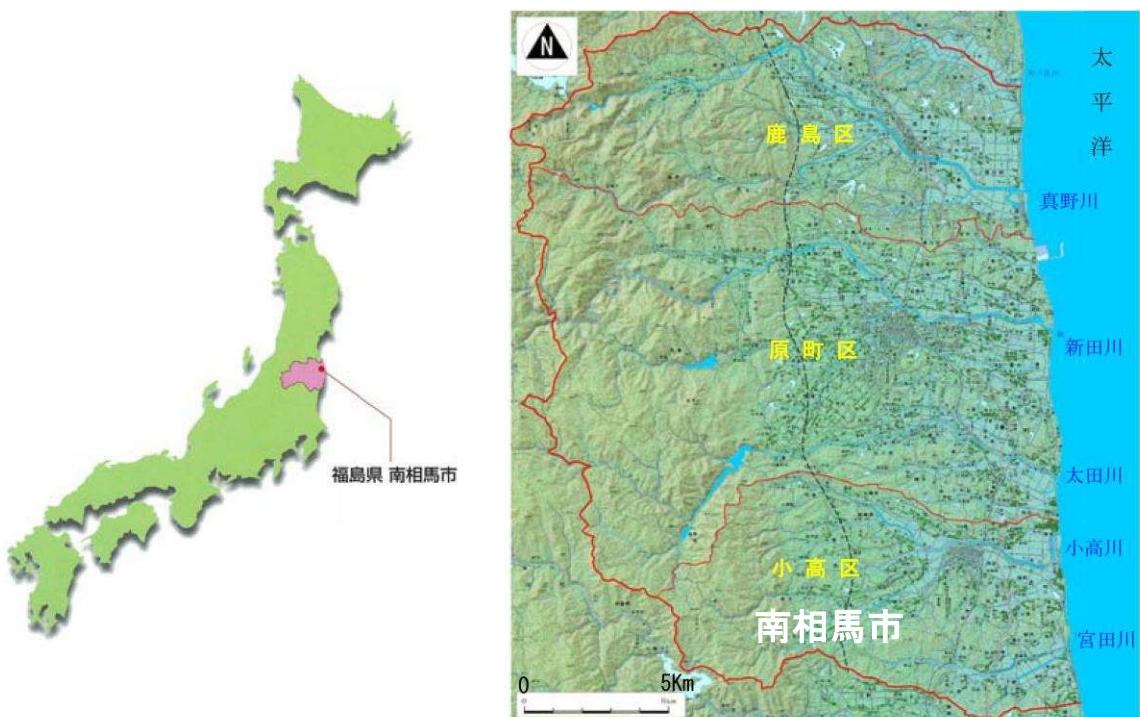


図 2-1 本市の位置

## 2.2 社会特性

### 2.2.1 人口

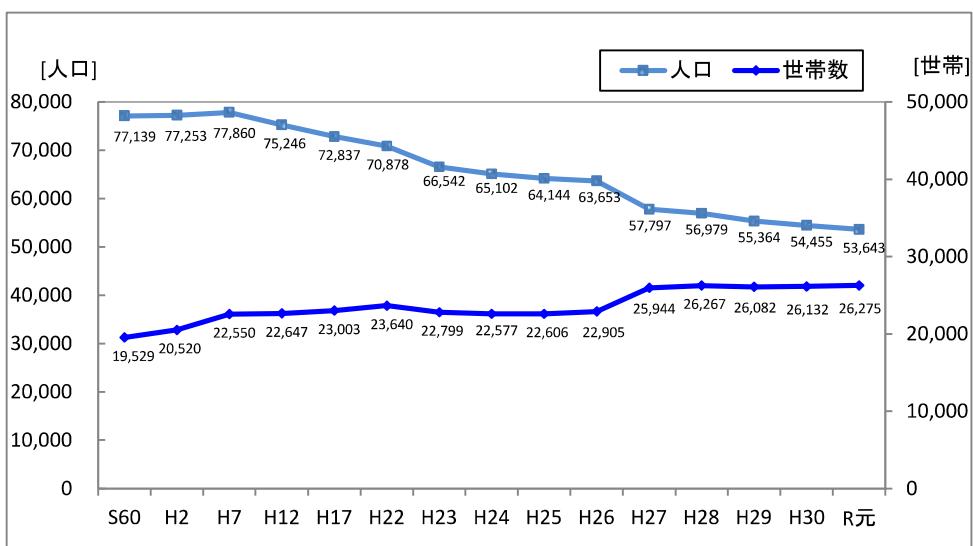
#### (1) 人口及び世帯数

本市における人口及び世帯数の推移を図 2-2 に示します。

本市の人口は、令和元年 10 月現在 53,643 人で、近年の少子化の進行や震災の影響により、全体として減少傾向を示しています。特に平成 22 年度から 23 年度にかけて約 4 千人、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて約 6 千人減少しています。一方、世帯数は平成 17 年度より、横ばいで推移しており、核家族化や単身世帯数の増加が推測されます。

表 2-1 人口及び世帯数

	人口総数	世帯数	1 世帯あたり人口
昭和 60 年	77,139	19,529	3.95
平成 2 年	77,253	20,520	3.76
平成 7 年	77,860	22,550	3.45
平成 12 年	75,246	22,647	3.32
平成 17 年	72,837	23,002	3.17
平成 22 年	70,878	23,640	3.00
平成 23 年	66,542	22,799	2.92
平成 24 年	65,102	22,577	2.88
平成 25 年	64,144	22,606	2.84
平成 26 年	63,653	22,905	2.78
平成 27 年	57,797	25,944	2.23
平成 28 年	56,979	26,267	2.17
平成 29 年	55,364	26,802	2.07
平成 30 年	54,455	26,132	2.08
令和元年	53,643	26,275	2.05



※昭和 60 年～平成 22 年は国勢調査結果、平成 23～26 年と平成 28 年～令和元年は 10 月 1 日現在の福島県現住人口調査結果です。

※平成 17 年以前は小高町・鹿島町・原町市の合計です。

出典：南相馬市ホームページ「人口と世帯数の推移」

図 2-2 人口及び世帯数の推移

## (2) 人口動態

本市の人口の動態の推移を表 2-2 及び図 2-3 に示します。

出生数は平成 13 年度より減少傾向で推移し、平成 24 年度においては、前年より約 4 割減と大幅な減少を見せています。また、社会動態においても、平成 23 年度の転出数が転入数を 3,500 人程度と大きく上回っています。人口動態に震災の影響が顕著に現れています。

表 2-2 人口動態の推移

人口増減数	(人)					
	出生	死亡	差引増減数	転入	転出	差引増減数
平成 13 年	△ 416	729	706	23	2,348	2,787
平成 14 年	△ 434	649	718	△ 69	2,420	2,785
平成 15 年	△ 236	679	755	△ 76	2,484	2,644
平成 16 年	△ 420	665	735	△ 70	2,231	2,581
平成 17 年	△ 343	691	758	△ 67	2,135	2,411
平成 18 年	△ 458	606	739	△ 133	1,973	2,298
平成 19 年	△ 547	642	808	△ 166	1,777	2,158
平成 20 年	△ 585	606	840	△ 234	1,838	2,189
平成 21 年	△ 193	606	803	△ 197	1,958	1,954
平成 22 年	△ 481	580	818	△ 238	1,753	1,996
平成 23 年	△ 4,608	511	1,533	△ 1,022	1,527	5,113
平成 24 年	△ 1,377	327	728	△ 401	1,419	2,395
平成 25 年	△ 866	371	769	△ 398	1,564	2,032
平成 26 年	△ 411	399	776	△ 377	1,971	2,005
平成 27 年	△ 645	393	852	△ 459	2,266	2,452
平成 28 年	△ 980	377	832	△ 455	2,393	2,918
平成 29 年	△ 1,528	362	834	△ 472	2,177	3,233
平成 30 年	△ 884	319	867	△ 548	2,079	2,415
令和元年	△ 757	284	852	△ 568	2,324	2,513
						△ 189

出典：福島県ホームページ「福島県現在人口年報（第 2 表）」

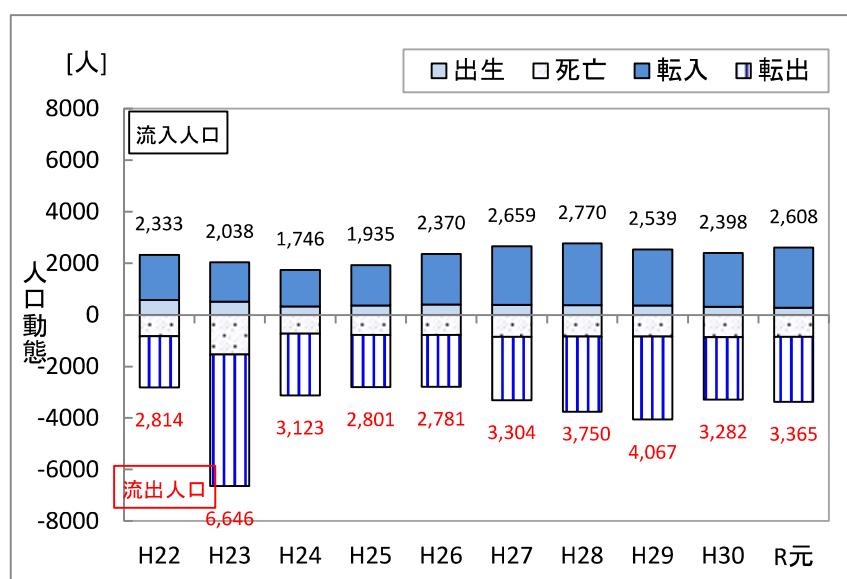


図 2-3 人口動態の推移

### (3) 人口構造

本市における年齢別人口を表 2-3 に、年齢別・性別の構成ごとの人数を図 2-4 に示します。

年齢別の人囗構成を比較すると年少人口と生産年齢人口がそれぞれ減少しています。一方、老人人口の増加傾向が続いており、老人人口が全体の 30% を超える状況となっています。

また、年齢別・性別の構成ごとの人数では、男女とも 65~69 歳が最も多くなっています。

表 2-3 年齢別人口

	年少人口 (0~14 歳)		生産年齢人口 (15~64 歳)		老人人口 (65 歳以上)	
	人口 [人]	構成比 [%]	人口 [人]	構成比 [%]	人口 [人]	構成比 [%]
平成 26 年度	7,225	11.4	36,516	57.6	19,688	31.0
平成 27 年度	4,885	8.6	33,379	58.9	18,452	32.5
平成 28 年度	4,736	8.5	32,376	57.9	18,786	33.6
平成 29 年度	4,470	8.2	30,731	56.6	19,082	35.2
平成 30 年度	4,391	8.2	29,641	55.5	19,342	36.2
令和元年度	4,283	8.1	28,783	54.8	19,496	37.1

※小数点以下の端数処理により、構成比の合計値が 100 とならない場合があります。

出典：福島県ホームページ「福島県現在人口年報（第 1 表）」

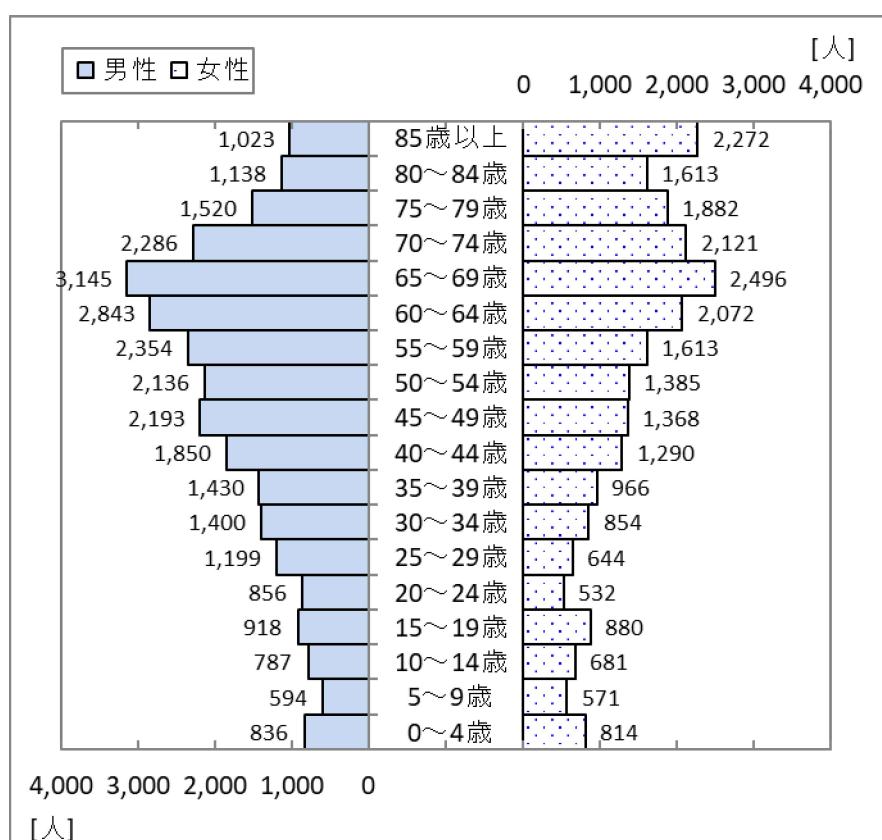
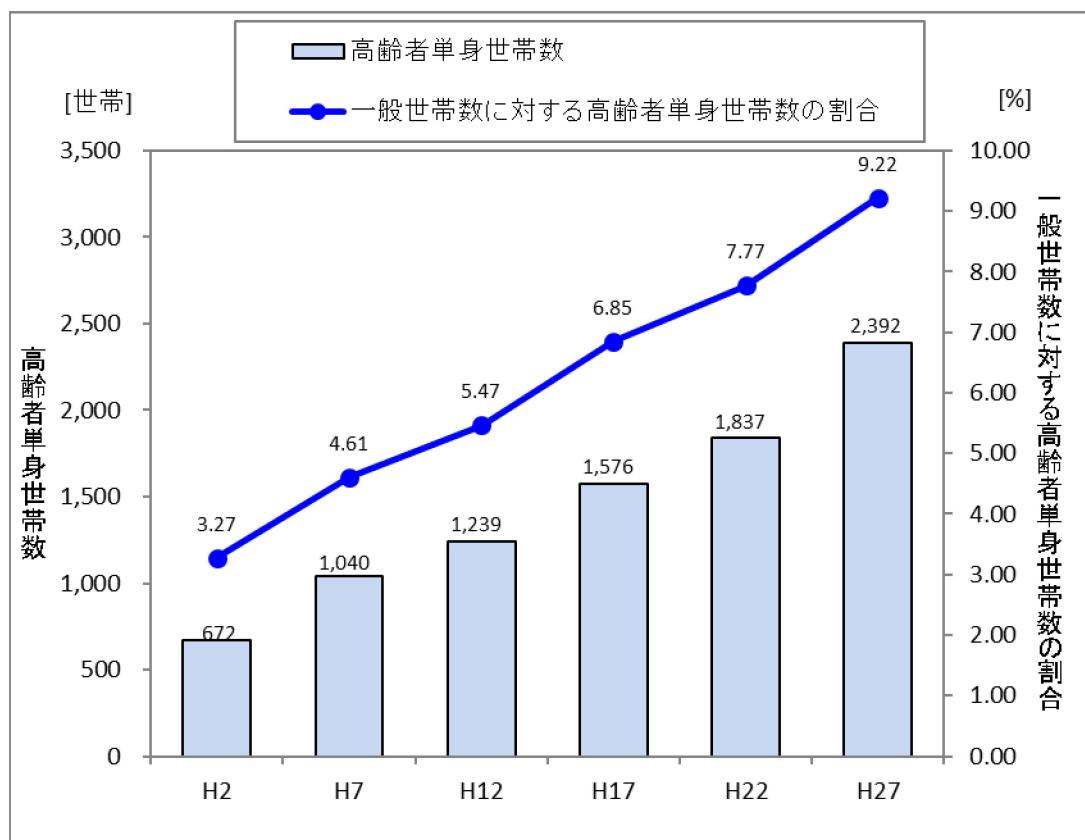


図 2-4 年齢別・性別の構成ごとの人数（令和元年 10 月 1 日現在）

#### (4) 高齢者単身世帯の推移

本市における高齢者単身世帯数の推移を図 2-5 に示します。

高齢者（65 歳以上）を含む世帯は年々増加していますが、中でも高齢者単身世帯や高齢者の夫婦のみの世帯の増加が顕著になっています。



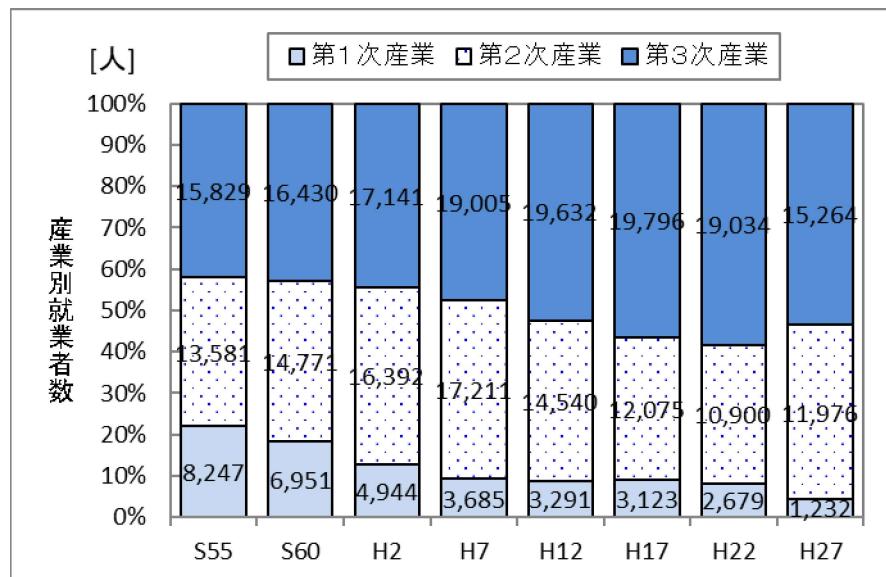
出典：南相馬市統計集 まち D ス 2019 (11) 高齢単身世帯数と総世帯数に占める割合 (9 ページ)

図 2-5 高齢者単身世帯数の推移

## (5) 産業別人口

本市の産業別人口を図 2-6 に示します。

産業別人口は、第 1 次産業と第 2 次産業がともに減少傾向にありますが、平成 22 年度から平成 27 年度にかけては、第 3 次産業が前年度比で約 20% 減少する一方で、第 2 次産業は前年度比で約 10% 増加しています。



出典：南相馬市統計集 まち D ス 2019 (1) 産業別就業者数 (12 ページ)

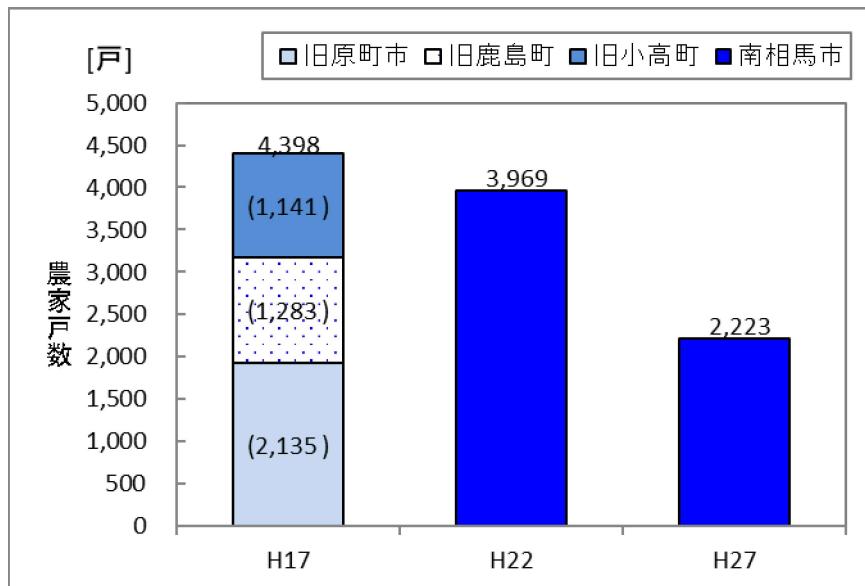
図 2-6 産業別人口

## 2.2.2 産業動向

### (1) 農業

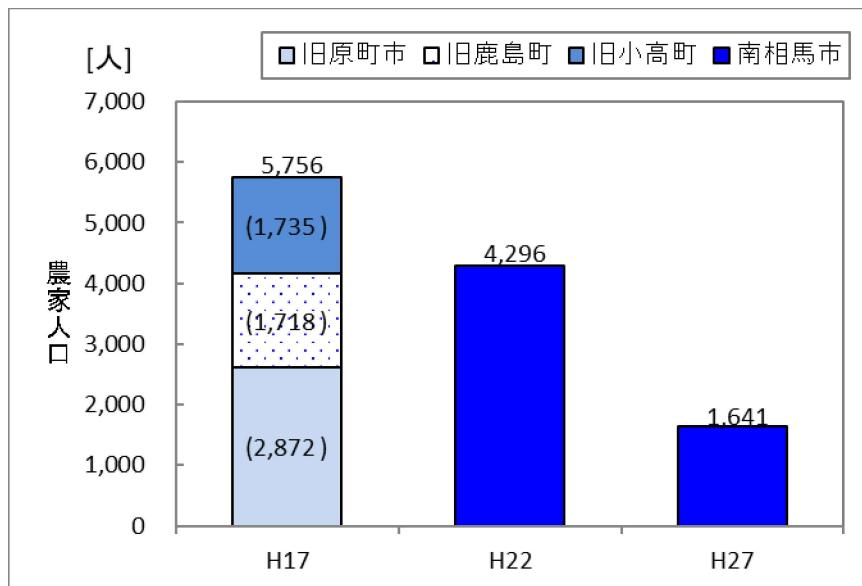
本市<sup>2</sup>における農家戸数の推移を図 2-7 に、販売農家就業人口<sup>3</sup>を図 2-8 に示します。

本市の農業は、農業従事者の高齢化や従事者の減少により、農家戸数及び農業就業人口とともに減少傾向が続いている。特に農家人口に関しては、平成 17 年度から平成 27 年度までの 10 年間で約 70% 減少しています。



出典：農林業センサス

図 2-7 農家戸数の推移



出典：農林業センサス

図 2-8 販売農家就業人口の推移

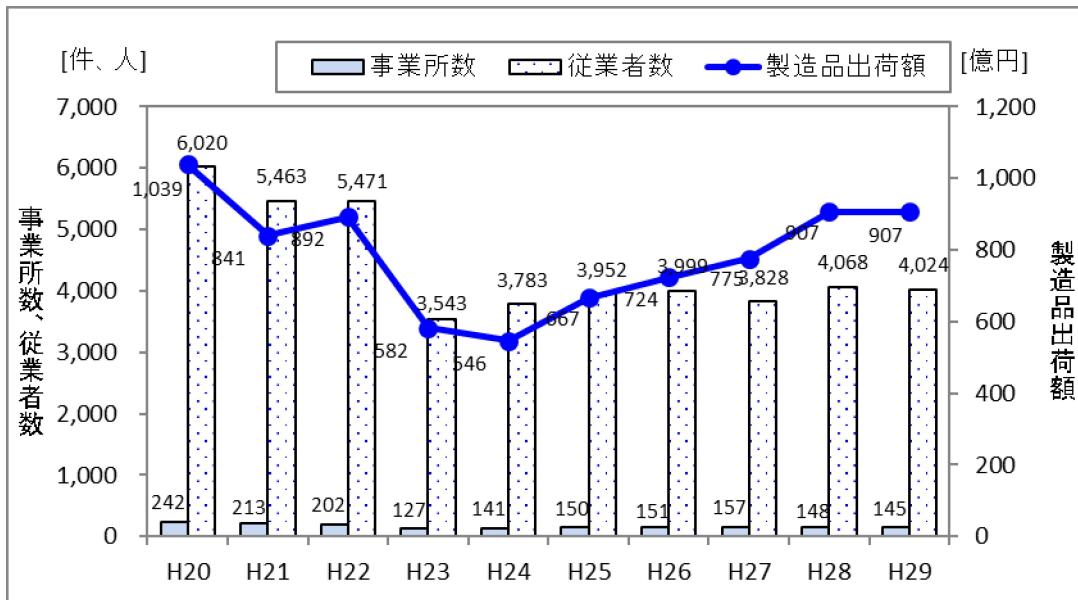
<sup>2</sup>平成 18 年 1 月 1 日旧原町市、旧鹿島町、旧小高町の 1 市 2 町が合併し、南相馬市が誕生

<sup>3</sup>販売農家就業人口は、自営農業に主として従事した世帯員数を計上した。

## (2) 工業

本市における事業所・従業者数・製造品出荷額等の推移を図 2-9 に示します。

製造品出荷額は、震災の影響があった平成 22 年度から平成 23 年度にかけては約 35% と大幅に減少しましたが、その後、徐々に増加し、平成 29 年度には平成 22 年度を上回る値となっています。一方、従業者数は、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて約 35% 減少した後は、ほぼ横ばいの状況にあります。



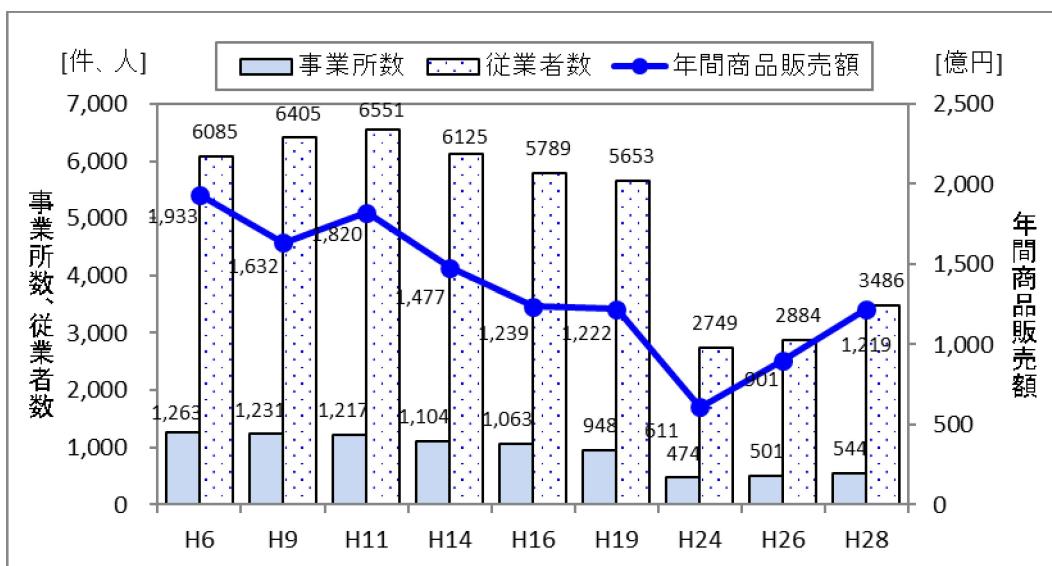
出典：南相馬市統計集 まち D ス 2019 (7) 工業製造業、従業者 4 人以上の事業所 の事業所数・従業者数 (13 ページ)  
(8) 工業 (製造業、従業者 4 人以上の事業所) の製造品出荷額 (14 ページ)

図 2-9 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

## (3) 商業

本市の商店数・従業者数・年間商品販売額の推移を図 2-10 に示します。

年間商品販売額は、平成 11 年度より平成 24 年度にかけては減少傾向が続いていましたが、その後、徐々に増加し、平成 28 年度には平成 22 年度に迫る値となっています。また、事業所数及び従業者数については、震災の影響があった平成 19 年度から平成 24 年度にかけて半減した後は、ほぼ横ばいの状況にあります。



出典：南相馬市統計集 まちDス 2019 (5) 商業（卸売業・小売業）の事業所数・従業者数（13ページ）  
(6) 商業（卸売業・小売業）の年間販売額（13ページ）

図 2-10 商店数・従業者数・年間商品販売額の推移

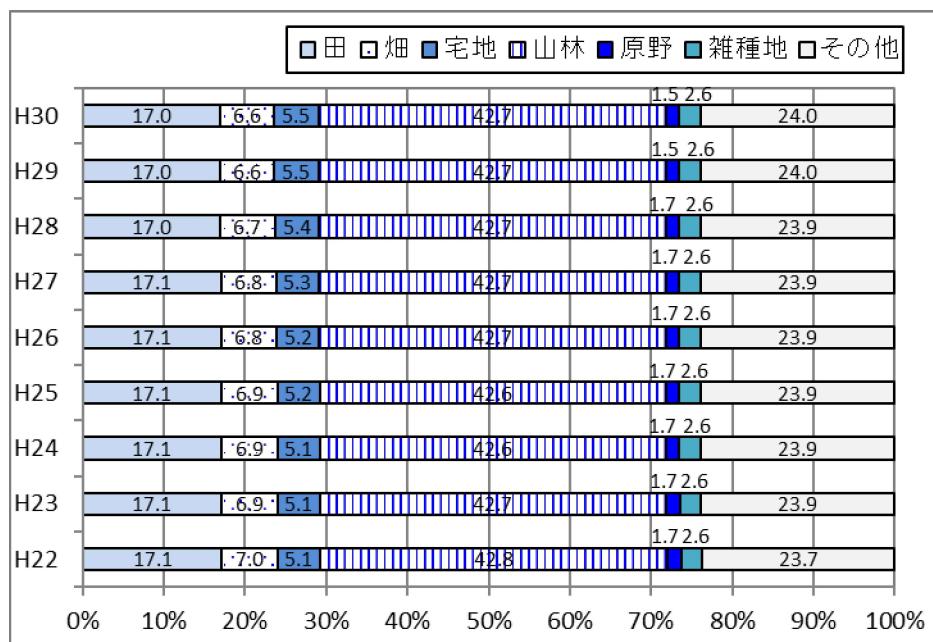
## 2.3 環境特性

### (1) 土地利用

本市の地目別土地利用面積の推移を図 2-11 に示します。

平成 30 年度における地目別土地利用面積は、山林が約 43% と最も多く、次いで田が約 17%、畠が約 7% で、山林と農用地で全体の約 60% を占めています。

各地目別土地利用面積の推移は、いずれの項目も平成 22 年度より大きな変化はありません。



出典：南相馬市統計集 まち D ス 2019 (3) 地目別の土地面積 (3 ページ)

図 2-11 地目別土地利用面積の推移

## 2.4 関連計画

### 2.4.1 南相馬市復興総合計画 後期基本計画 2019⇒2022

本計画の上位計画に位置づけられる「南相馬市復興総合計画」は、基本構想及び基本計画によって構成され、本市が目指す将来像、まちづくりの目標、基本指針及び土地利用の基本的な考え方を示すものです。計画期間は、平成27年度から令和4年度までとしており、前期4年間（平成27～30年度）、後期4年間（令和元年度～4年度）に区分しています。また、基本計画を実現するために、基本計画の主要事業及び事務事業を掲載した「実施計画（計画期間3年間）」を別途定めるものとし、毎年基本計画に基づき見直しを図ります。

#### ＜政策目標＞

100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らし続けるために～

#### ＜政策の柱＞

- 政策の柱1 教育・子育て
- 政策の柱2 健康・医療・福祉
- 政策の柱3 産業・仕事づくり
- 政策の柱4 都市基盤・環境・防災
- 政策の柱5 地域活動・行財政

「政策の柱4 都市基盤・環境・防災」の中で、「生活環境」を基本施策として掲げ、その中で、ごみの減量と資源化の推進を施策として挙げています。

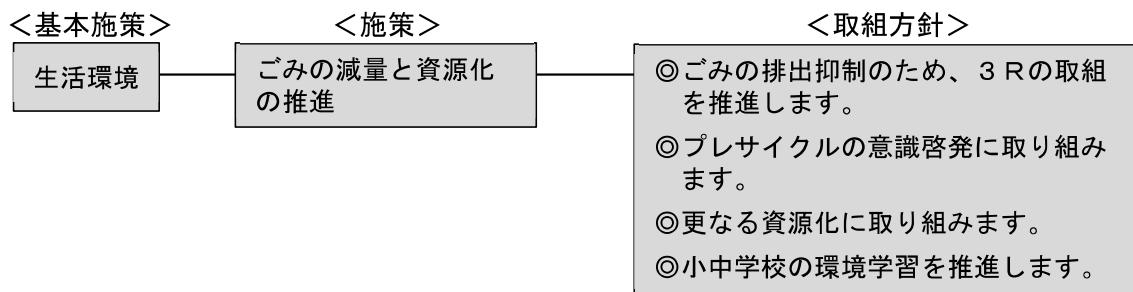


図 2-12 南相馬市復興総合計画 後期基本計画 2019⇒2022 における廃棄物処理施策

表 2-4 南相馬市復興総合計画 後期基本計画 2019⇒2022 における成果指標

	現状	目標値
	平成27（2017）年度	令和4（2022）年度
1人1日当たりのごみ排出量	1,171 g	963 g
リサイクル率	13.2 %	20.6 %

## 2.4.2 第2次南相馬市環境基本計画

第2次南相馬市環境基本計画は、南相馬市復興総合計画で掲げられた様々な施策と環境の視点を通して関連性を持ちつつ、環境を適切に保全していくための新たな指針となるものです。この計画では、南相馬市環境基本条例に掲げる3つの基本理念の具現化に向け、市民・事業者・市の協働のもとに環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

計画期間は平成29(2017)年度から令和6(2024)年度までの8年間、中間目標を令和2(2020)年度、計画目標を令和6(2024)年度とし、社会状況や行政課題などの変化があった場合、必要に応じて見直しを行うこととしています。

### ＜望ましい環境像＞

『健全で恵み豊かな環境をみんなのちからで再生し、将来に引き継いでいくまち南相馬市』

### ＜環境目標＞

環境目標1 放射線対策の推進

環境目標2 豊かな自然の再生と創造

環境目標3 快適で環境にやさしい都市環境の創造

環境目標4 安全で安心な生活環境の保全

環境目標5 地球環境や地球温暖化を考え地域で行動する

環境目標6 自然環境とともに形成された文化の継承

環境目標7 みんなで環境を創りなおす



「環境目標4 安全で安心な生活環境の保全」の中で、環境施策として「廃棄物対策とリサイクルの推進」を掲げ、その中で次のような主要施策を挙げています。

表 2-5 第2次南相馬市環境基本計画における廃棄物施策

環境施策	主要施策	平成29(2017)年度→令和6(2024)年度			
		総合指標数値目標			
		総合指標	現状値 平成27年度	中間年 令和2年度	最終年 令和6年度
リサイクル策の推進	■人材育成と市・市民・事業者の連携推進	ごみ排出量の減少	1,076 g/人・日	990 g/人・日	950 g/人・日
	■ごみの発生抑制・再利用・再生利用	資源化率(リサイクル率)の向上	13.7%	19.0%	30.0%
	■環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築	不法投棄件数の減少	198件	150件	100件
	■ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築				